

雇用調整助成金個別相談会 開催のお知らせ

●内容

雇用調整助成金の改正事項・支給申請書の記載方法、申請等について個別相談会を開催します。

●開催日程

開催日	開催時間	会場
令和2年 6月18日(木)	9:00~17:00	ハローワーク高知 2階 大会議室 (高知市大津乙2536-6)
	*上記時間帯 1時間毎に設定	

●申し込み方法

参加を希望される方は、下記申込書に「事業所名」及び「参加希望時間」等を記入の上
6月10日(水)までにFAXにて高知労働局職業安定部職業対策課あて、ご送付願います。

なお、相談時間につきましては、調整の上、後日当課よりお知らせします。

*当日、支給申請書作成を希望される場合には、**法人印、又は事業主印及び裏面に記載する書類**を出来るだけご持参いただきますようお願いいたします。

【申込み先】

高知労働局 職業安定部 職業対策課 **FAX: 088-885-6064**

【お問い合わせ】高知労働局 職業安定部 職業対策課 【担当: 込山・立花】

☎088-885-6052

「雇用調整助成金個別相談会 申込書」

事業所名

参加者名

連絡先

※所属団体に○を付けてください

- ・経営者協会
- ・商工会議所連合会
- ・中央会
- ・商工会連合会

*参加希望時間に○印をお願いします。

なお、相談時間につきましては、調整の上、後日当課よりお知らせします。

① 9:00~② 10:00~③ 11:00~④ 13:00~⑤ 14:00~⑥ 15:00~⑦ 16:00~

なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、先着順で受付し定員になり次第、受付を終了させていただきます。また、ご参加される際には、マスクの着用にご協力をお願いします。

支給申請に必要な書類（休業）

5/19 から、計画届は
提出不要となりました

	書類名	備考
①	様式特第4号 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書	【添付書類】 月ごとの売上などがわかる書類 ※最近1ヶ月間（休業した月（前月、前々月でも可） と前年度（又は前々年度）の同じ月の売上げ等を比べ ます。売上簿、収入簿、レジの月次集計などを持参して ください。
②	様式特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	役員名簿を添付した場合は役員等一覧の記入は不要
③	様式特第9号または12号 休業・教育訓練実績一覧表	自動計算機能付き様式
④	様式特第8号または11号 助成額算定書	自動計算機能付き様式
⑤	様式特第7号または10号 （休業等）支給申請書	自動計算機能付き様式
⑥	休業協定書	〇月〇日から〇月〇日まで休業することについて事業主と 労働組合（労働組合がない場合は労働者の代表）と合意した ことがわかる文書（写） 【添付書類】 （労働組合がある場合）組合員名簿 （労働組合がない場合）労働者代表選任書（※） ※ 実績一覧表に署名または記名・押印があれば省略可
⑦	事業所の規模を確認する書類	事業所の従業員数や資本額がわかる書類 ※ 既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※ 中小企業の人数要件を満たす場合、資本額がわかる書類は不要
⑧	労働・休日の実績に関する書類	休業させた日や時間がわかる書類 ※ 出勤簿、タイムカード、の写しなど （手書きのシフト表などでも可）
⑨	休業手当・賃金の実績に関する書類	休業手当や賃金の額がわかる書類 ※ 賃金台帳や給与明細の写しなど
⑩	直近の労働保険料確定申告書又は 所得税徴収高計算書	平成30年度又は令和元年度の労働保険料確定申 告書（写） 所得税徴収高計算書（過去1年程度分（写））

※ ①、⑥、⑦は2回目以降の提出は不要（ただし、⑥は失効した場合、改めて提出が必要）

※ 小規模事業主（従業員がおおむね20人以下）の方は、大幅に簡素化されています。

*様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp>

ホームページ内

雇用調整助成金

検索

「雇用調整助成金」で検索



このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。